

*発行 No	
*有効期限	年 月 日

生駒山麓公園駐車場無料利用券(パスカード)交付申請書

平成 年 月 日

生駒市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

次のとおり、生駒山麓公園駐車場無料利用券(パスカード)の交付を申請します。
パスカードの利用に当たっては、裏面の交付条件を遵守するとともに、当該条件のいずれかに違反した場合は、交付資格を失うこととなっても異議ありません。

【申請の区分】

次の該当する区分の□にレ印をつけ、必要事項を記入してください。

1	<input type="checkbox"/> 市内に住所がある人	
2	<input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を持つ個人	事業所名または学校名 []
3	<input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所に勤務する人	所在地 [生駒市]
4	<input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する人	電話番号 [0743-]
5	障がい者	<input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者
6	<input type="checkbox"/> その他	()

※ 市内在勤の場合、概ね月の半分相当勤務し、申請日において引き続き3ヶ月以上勤務する予定であることが必要です。

*【確認書類】(記入不要)

1	市内在住	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
2	市内自営	<input type="checkbox"/> 運転免許証	次の①又は②の書類
			① ※市内での自営を確認できる2種類以上の書類の写し <input type="checkbox"/> ()
3	市内在勤	<input type="checkbox"/> 運転免許証	次の①又は②の書類
			① ※市内での勤務を確認できる2種類以上の書類の写し <input type="checkbox"/> ()
4	市内在学	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 学生証(通学先がわかるもの)
5	障がい者	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 又は <input type="checkbox"/> 療育手帳 又は <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	
6	その他	()	
			運転免許証No[]

※「市内での自営を確認できる書類」

名刺、公共料金領収書、直近の確定申告書の控え、商業登記簿、営業許可書、開業届その他
市内での自営を確認することができるものを2種類以上 (事業所名・所在地・代表者名が確認できるもの)

※「市内での勤務を確認できる書類」

社員証、名刺、給与明細その他市内での勤務を確認することができるものを2種類以上
(勤務場所が確認できるもの)

生駒山麓公園駐車パスカードの交付条件

- ① パスカードの発行・更新の申請は、下表の書類を提示又は提出すること。
- ② パスカードを利用するときは、駐車券は取らず、駐車場ゲートにパスカードを差し込み入退場すること。
- ③ パスカードでバス(大型バス・マイクロバス)を駐車することはできない。
- ④ 駐車場が満車のときは、パスカードの交付を受けた者であっても利用することはできない。
- ⑤ パスカードは交付を受けた者以外利用できない。ただし、交付を受けた者が市内在住者であるとき、その同居の親族に限り利用できる。
- ⑥ パスカードの交付は1人1枚とする。重複交付が発覚した場合は、速やかに余剰分のパスカードを返却すること。
- ⑦ パスカードは譲渡、貸与又は担保に供してはならない。違反した場合は、以後の交付資格を失う。
- ⑧ パスカードの有効期間は、発行日より1年間とする。
- ⑨ 有効期間が満了したとき、交付資格を喪失したときは、パスカードを返却すること。
- ⑩ 交付申請書の記載事項に変更が生じたときやパスカードを紛失したときは、届け出ること。
- ⑪ パスカードの再発行を受けようとするときは、再交付の申請を行うこと。折損、紛失その他交付を受けた者の責めに帰すべき理由による場合は、実費相当額を納付すること。紛失したパスカードが発見されても、納付金は還付しない。

【申請時に必要な書類】

区分		運転免許証	その他の書類
市内に住所を有する者		必要	
市内 在勤者	市内に存する事務所 又は 事業所に勤務する者	必要	在勤証明書（雇用先事業所の代表者印を押印したもの） 又は、次のうち2種類以上の書類の写し ・社員証 ・名刺 ・給与明細 ・その他本人の在勤関係を合理的に類推することができるもの ※申請日において、概ね3ヶ月以上勤務し、引き続き3ヶ月以上勤務する予定であること ※概ね月の半分勤務していること
	市内事業所を有する 個人	必要	自営業従事申立書（代表者印を押印したもの） 又は、次のうち2種類以上の書類の写し ・宛名に事務所等の所在地・名称（又は住所・氏名）の記載されている公共料金領収書 ・名刺 ・直近の確定申告書の控え ・商業登記簿 ・営業許可書 ・開業届その他本人の自営を合理的に類推することができるもの
市内に存する学校に在学する者		必要	通学先が明記された学生証の写し
障がい者	身体障がい者	不要	身体障害者手帳の写し
	知的障がい者	不要	療育手帳の写し
	精神障がい者	不要	精神障害者保健福祉手帳の写し
難病患者	特定疾患	不要	特定疾患医療受給者証の写し
	小児慢性特定疾患	不要	小児慢性特定疾患医療受診券の写し
原爆被爆者		不要	被爆者健康手帳の写し